

立川市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項

【目的】

本市では、本市の認知度の向上、市内産業の振興などを図るため、ふるさと納税制度の推進に取り組んでいます。

その中で、ふるさと納税制度により本市に寄附いただいた方への感謝の意を表すとともに、本市の魅力を知ってもらうことを目的に、市内事業者の皆様が生産・製造・販売する商品をお礼の品（以下、「返礼品」とします。）として提供したいと考えております。

本要項は、本市の目的に賛同し、協力していただける事業者（以下、「協力事業者」とします。）を募集するために定めるものです。

1. 協力事業者の要件

協力事業者となっていただくには、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- （ア）本市のふるさと納税における返礼品の目的に賛同していること。
- （イ）原則、本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が市内にある企業・団体または個人事業者であること。
- （ウ）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- （エ）現に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、市税の滞納がないこと。

2. 返礼品の認定基準

提案していただく返礼品は、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- （ア）市内で生産、製造、加工、販売、サービスの提供がされているもの、または栽培、採取、育成された原材料を使用しているものであること。
- （イ）原則、品質及び数量の面において安定供給が見込めるものであること。期間限定で提供期間内の安定供給が見込めるものである場合、数量限定で供給できるものである場合は、品質の面で安定供給が見込めること。
- （ウ）食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係

法令を遵守し、違反していない返礼品であること。

- (エ) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、3日間以上の賞味期限・消費期限が保証されるものであること。

※上記の要件を満たしていても、「3. 返礼品とできない物」に該当する場合など、返礼品とすることができない場合があります。

3. 返礼品とできないもの

- (ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

- (イ) 資産性の高いもの

4. 返礼品の数量・区分

返礼品の提供金額は、消費税、梱包料等の必要経費を含めて、寄附金額の3割の金額を上限として設定してください。

寄附金額区分	返礼品ご提供金額（品物・サービスの価格）
10,000 円以上の寄附	3,000 円以内の品物・サービス
15,000 円以上の寄附	4,500 円以内の品物・サービス
20,000 円以上の寄附	6,000 円以内の品物・サービス
30,000 円以上の寄附	9,000 円以内の品物・サービス
50,000 円以上の寄附	15,000 円以内の品物・サービス
100,000 円以上の寄附	30,000 円以内の品物・サービス
150,000 円以上の寄附	45,000 円以内の品物・サービス
200,000 円以上の寄附	60,000 円以内の品物・サービス
300,000 円以上の寄附	90,000 円以内の品物・サービス

5. 申込期間

申し込みは随時受け付けています。申し込みを希望する場合は、立川市ふるさと納税事務局（以下、「事務局」とします。）へご連絡ください。

※申込時期により返礼品の取扱開始時期が異なります。

立川市ふるさと納税事務局返礼品担当

(一般社団法人立川観光コンベンション協会)

電話 042-512-5270

FAX 042-512-5275

メール t tcb@tokyo-tachikawa.org

6. 申込方法

内容に応じ、下記の各書類及び添付書類を事務局にご提出ください。

協力事業者の登録申し込み	立川市ふるさと納税返礼品協力事業者・返礼品登録申込書
返礼品の登録	立川市ふるさと納税返礼品申請書
返礼品の内容の変更・取りやめ 協力事業者の取りやめ	立川市ふるさと納税返礼品等の変更・取りやめ申請書

※別途、必要とする書類がある場合は、事務局より提出を依頼しますので、ご対応をお願いします。

※①～③については、申込後に本市において1～3の内容に基づいた審査を行い、事務局より審査結果をお伝えします。

7. 協力事業者への依頼内容

協力事業者は、業務の円滑な運用のため、事務局の定める方法での返礼品発注への対応、発送、精算をお願いします。

8. 届け出義務

返礼品の採用後、次のいずれかに該当するときは、速やかに立川市ふるさと納税事務局まで届け出てください。

- (1) 商品の発送に遅延が生じたとき
- (2) 商品が販売中止または終了となる恐れが生じたとき
- (3) 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- (4) 登録された返礼品の内容に変更が生じたとき

9. 採用の取り消し

本市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品の採用を取り消します。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
- (2) 本要項に違反したと判断した場合
- (3) 本市へ損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 制度変更により規制対象となった場合
- (5) その他、市がふさわしくないと認めた場合

10. その他留意事項

（１）返礼品に関して、寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。また、その内容について立川市ふるさと納税事務局へ必ずご報告ください。

（２）商品の販売中止または終了等に対応ができなくなった場合は、商品代金を返金いただきます。

11. 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報を特産品等の送付以外の目的に使用することはできません。（ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは禁止します。）また、協力事業者でなくなった後も同様です。

※特産品等発送時にパンフレット等を同梱したことにより、寄附者から直接商品の発注があり、入手した情報は対象外とします。